

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	2	担当課	農地整備課
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第10条3項	許認可等の内容	占用料等の還付	
<p>(占用料等の徴収)</p> <p>第10条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者から、別表第1及び別表第2に定める占用料又は土石採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。</p> <p>2 知事は、特に必要と認める者に対しては、その占用料等を減免することができる。</p> <p>3 既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>						